平成２６年（フ）第２２５号
茨城県笠間市下郷4540番地６
破産者　有限会社藤城建設
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第７０２号
東京都八王子市四谷町1917番地70育英マンション102号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市美山町1220番地10
破産者　松本　　猛
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７３５号
東京都稲城市東長沼856番地の１リベラルハイツⅡ305
破産者　豊田　純司
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７５６号
東京都町田市野津田町180番地13
破産者　木村　詢子
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３６９号
岐阜市下川手39番地の４
破産者　有限会社エムズブレイン
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３７０号
岐阜市下川手39番地４、前住所宮崎県宮崎市清水１丁目３番５号　サンクウット71―203号室
破産者　水野　善博
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１３５５号
京都市左京区一乗寺宮ノ東町45番地
破産者　株式会社明星観光サービス
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８１３号
京都府亀岡市篠町浄法寺中村１番地の８
破産者　株式会社寿し富
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９４１号
大阪市港区弁天４丁目２番21号
破産者　丸住商事株式会社
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５８４号
岡山市北区南方５丁目４番２号　601号
破産者　御船　　功
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９３号
広島県安芸郡府中町青崎南４番２号
破産者　番本建設株式会社
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０７号
高知市横内153番地95
破産者　株式会社ふれんど
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３４号
長崎県長崎市新戸町３丁目25番３号
破産者　株式会社マツダクリーンサービス
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４４１号
熊本市中央区紺屋町３丁目21番地
破産者　株式会社栃原測量設計
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２４３６号
札幌市東区本町１条２丁目２番６号　グリーンヒル12壱番館203号
破産者　佐々木義仁
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４８４号
札幌市東区北21条東14丁目１番22―203号
破産者　白井　香織
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７１６号
宮城県名取市増田３丁目８番60―３号
破産者　笹川　英徳
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４８０号
仙台市青葉区東照宮２丁目３番５号　ルミナス東照宮101
破産者　佐々木礼子
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１９号
山形県酒田市北千日町15番25号、前住所山形県酒田市中町３丁目６番８号
破産者　村田　勝利
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第３９号
山形県酒田市栄町11番８号
破産者　池田　曜子
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部